

第2次二本松市情報化基本計画（案）

（平成24年度～平成27年度）



情報通信技術（ICT）を活用した
市民のための「電子自治体」の実現

平成24年 月

二本松市

目次	
I はじめに	2
1 第2次二本松市情報化基本計画策定の趣旨	2
2 計画の性格と役割	2
3 計画の期間	3
II 情報化の状況	4
1 国の情報化施策の動向	4
2 福島県の動向	9
3 国、県における主な情報化施策	10
III 二本松市情報化基本計画（第1次）の主な実績と評価	12
IV 二本松市の情報化の現状と課題	18
1 現 状	18
2 課 題	19
V 基本目標	20
VI 目標達成への方策とスケジュール	21
1 方策の体系	21
2 目標達成へのスケジュール	21
VII 計画の推進にあたって	22
1 庁内推進体制の整備	22
2 財政状況に合わせた推進	22
3 セキュリティ対策	22
4 情報システム事業継続計画	23
5 状況変化への対応	23
VIII 情報化推進アクションプラン	24
1 目 標	24
2 具体的方策	24
3 推進スケジュール	28

I はじめに

1 第2次二本松市情報化基本計画策定の趣旨

二本松市は、平成17年12月合併により誕生した新二本松市の特色や個性を生かした町づくりを進める指針として、平成20年3月に「二本松市長期総合計画」を策定し、「改革、自立、市民との協働のまちづくり」をキーワードとして市政改革の視点による市政運営を進めています。

二本松市情報化基本計画（第1次計画）は、長期総合計画の理念を推進するための方策の一部として平成20年度から平成23年度までの4年間の計画年度として、平成20年6月に策定し、二本松市における情報化推進の指針を示してきました。

第1次計画では、合併後のシステム運用など更なる効率化・高度化を図り質の高い行政サービスの提供と無駄の無い効率的な行政事務推進を目指してきました。

第1次計画期間において、国の新たな制度である「後期高齢者医療制度」のシステム化をはじめとして、住民情報・税務情報を処理する基幹系業務システムの切替、市内全域において光ファイバ利用によるブロードバンド環境の整備が完了するなど、合併後の計画として掲げていた主要な項目で目標を達成することができました。

第2次情報化基本計画では、これら整備されたシステム、地域情報化通信網の更なる活用を含め、二本松市長期総合計画基本構想が目指す将来像の実現にむけ、本市における情報化施策の推進と基本的方向性や具体的な施策を示すものです。

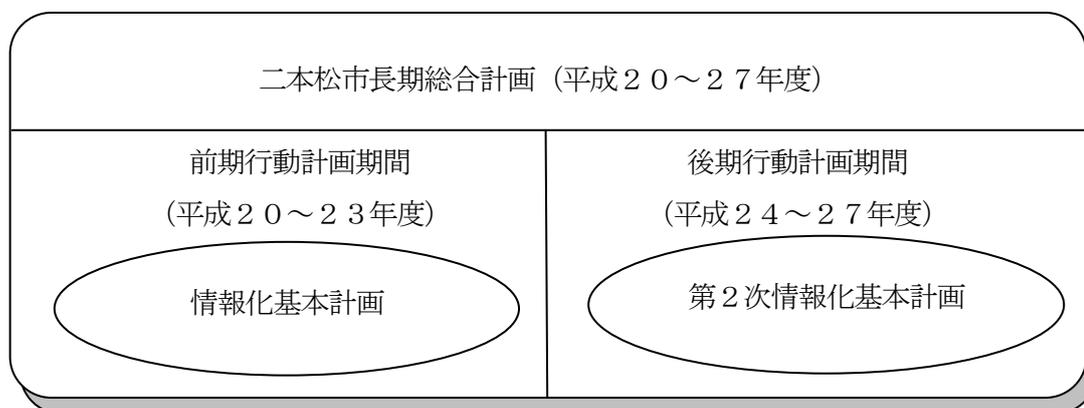
2 計画の性格と役割

本計画は、第1次計画に引き続き「二本松市長期総合計画」を推進するための方策の一部である「開かれた市政の推進」及び「効率的な行財政の推進」を図るために必要となるIT機器を利用した事務処理の効率化と市民サービスの向上を実現するための役割を担うものであり、次々と新しい技術が実用化されていくICT^{※1}を取り入れ二本松市における情報化推進の計画を示すものです。

※1 ICTとは(Information and Communication Technology)は、多くの場合「情報通信技術」と和訳される。IT(Information Technology)の「情報」に加えて「コミュニケーション」(共同)性が具体的に表現されている点に特徴がある。ICTとは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれた表現であるといえる。

3 計画の期間

本計画は、^{※1}IT技術の進展が早いことを考慮するとともに終期を、長期総合計画期間の終期である平成27年度にあわせ、平成24年度から平成27年度までの4年間を計画年度とします。
なお、ITの技術の進歩や国・県の施策の状況を考慮し、必要の都度見直すこととします。



※1 IT(アイティー)は、情報処理(コンピュータ処理)および情報伝達(通信処理)の、工学およびその社会的な応用技術の総称。ほぼ同義語として、「通信」を明示した情報通信技術(英: Information and Communication(s) Technology、略称: ICT(アイシーティー))も用いられる

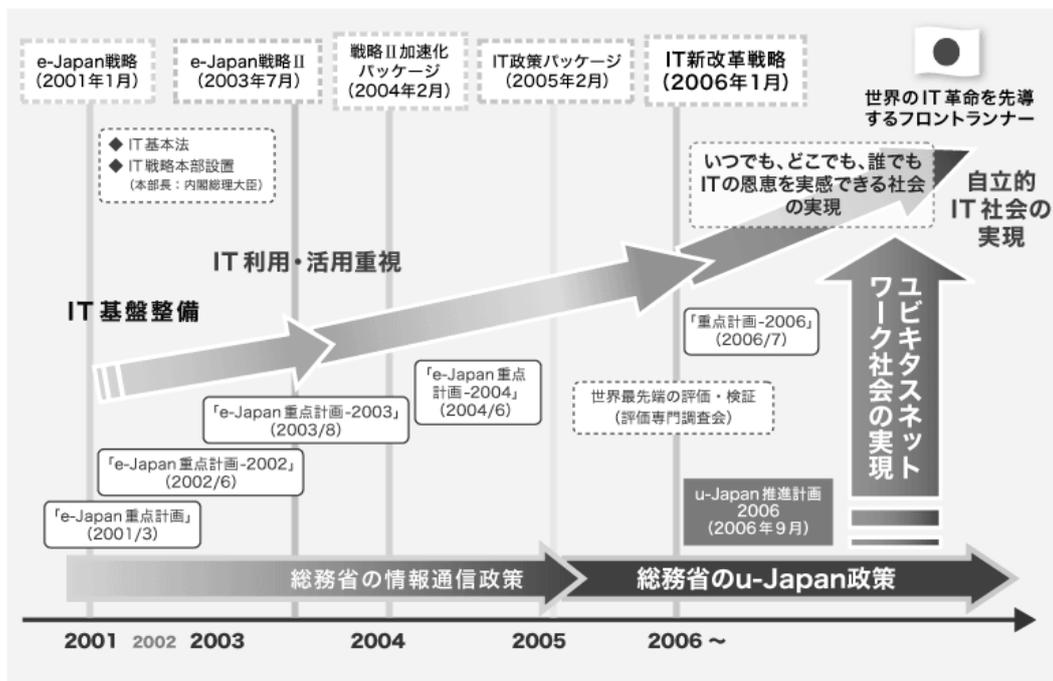
Ⅱ 情報化の状況

1 国の情報化政策の動向

政府は、高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する施策を迅速かつ重点的に推進することを目的に、平成13年1月「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法」を施行するとともに、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部（IT戦略本部）を設置しました。

IT戦略本部設置と同時に、「わが国が5年以内に世界最先端のIT国家になること」を目指した「e-Japan戦略」（平成13年1月）、「IT利活用により、元気・安心・感動・利便社会を目指す」こととした「e-Japan戦略Ⅱ」（平成15年7月）、「いつでも、どこでも、誰でもITの恩恵を実感できる社会の実現」を目指した「IT新改革戦略（u-Japan戦略）」（平成18年1月）をはじめ、随時、戦略や重点計画等を策定し情報化の推進を行ってきました。

我が国のIT戦略の歩み



平成21年12月には、地域主権型社会への転換を目指す「緑の分権改革推進プラン」と、ICTの利活用による持続的経済成長の実現を目指す「ICT維新ビジョン」を発表しました。

このうち「ICT維新ビジョン」においては①地域の絆の再生、②暮らしを守る雇用の創出、③世界をリードする環境負荷軽減を、2050年を見据えた達成目標としています。具体的にはICTの徹底利活用により、すべての世帯（100%）でブロードバンドサービス^{※1}を利用することなどを旨とし、協働型教育改革、電子行政による行政刷新等を推進するとしています。

※1 ブロードバンドとは通信速度が高速なインターネット接続サービスを指す。比較的低速なダイヤルアップ接続や一部のPHSなどを「ナローバンド」と称しているが、これに比較して大幅に高速な場合に、「ブロードバンド」と称される事が多い。

一方、各施策により整備されたネットワーク環境を利用したブロードバンド世帯普及率は全国平均60.6%となっており、その内訳は、光ケーブルを使ったF T T H^{※1}33.6%、通常電話線を使ったD S L^{※2}18.4%、ケーブルテレビ通信線を使ったC A T V^{※3}8.2%（平成22年3月末現在）となっています。

福島県は35位46.7%（F T T H27位27.3%、D S L18位19.3%、C A T V47位0.1%）となっています。

ブロードバンドサービスにかかる世帯普及率（平成22年3月末現在）

種別	ブロードバンド全体		F T T H		D S L		C A T V	
	都道府県	率%	都道府県	率%	都道府県	率%	都道府県	率%
順位	全国平均	60.6	全国平均	33.6	全国平均	18.4	全国平均	8.2
1	東京都	77.8	滋賀県	48.2	静岡県	27.4	三重県	25.7
2	神奈川県	71.2	東京都	46.9	茨城県	27.0	富山県	23.5
3	大阪府	68.7	京都府	43.2	香川県	23.6	福井県	23.0
4	滋賀県	67.8	大阪府	40.8	新潟県	23.5	岐阜県	13.1
5	愛知県	67.3	神奈川県	20.1	山形県	22.9	山口県	13.1
東北管内での状況(県名の後ろの数字は全国順位)								
1	宮城県 20	56.9	宮城県 16	31.9	山形県 5	22.9	秋田県 28	5.4
2	山形県 27	53.8	山形県 25	27.7	宮城県 7	20.9	宮城県 34	4.1
3	福島県 35	46.7	福島県 27	27.3	秋田県 10	19.9	山形県 37	3.7
4	秋田県 36	45.6	岩手県 33	22.6	青森県 13	19.6	青森県 42	2.5
5	岩手県 39	44.3	秋田県 39	20.2	岩手県 14	19.6	岩手県 43	2.1
6	青森県 45	39.1	青森県 45	16.9	福島県 18	19.3	福島県 47	0.1

東北総合通信局資料より

なお、平成21年度国の経済対策により、ブロードバンド環境整備に関する補助制度の拡充が行われ全国各地で光ファイバ網の整備が行われました。その結果全国平均の普及率も大幅に上昇し、今後、福島県においても高い普及率となることが期待されています。

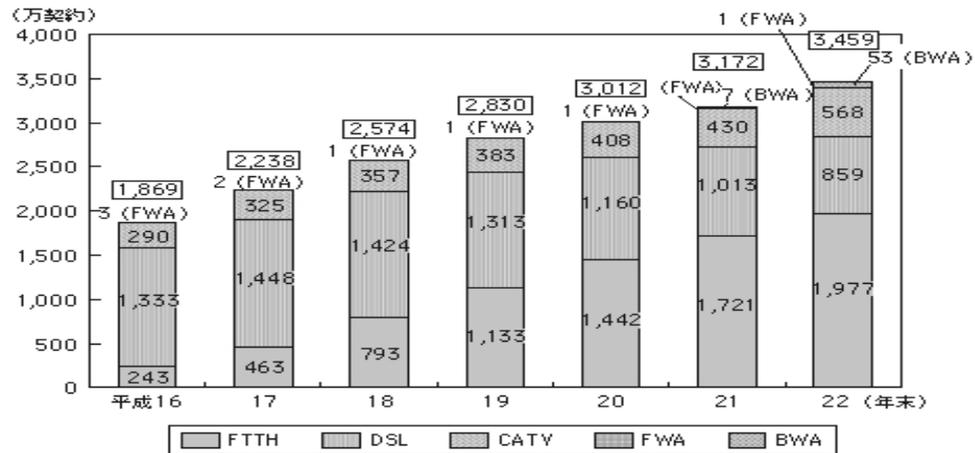
※1 F T T Hとは光ファイバによる家庭向けのデータ通信サービス。元は、一般家庭に光ファイバを引き、電話、インターネット、テレビなどのサービスを統合して提供する構想の名称だったが、転じて、そのための通信サービスの総称として用いられるようになった。

※2 D S Lとは電話線を使って高速なデジタルデータ通信をする技術の総称。既存の電話線を流用できるので、光ファイバーが普及するまでの「つなぎ」サービスとして急速に普及しているが、電話局と利用者の距離が短くないと使えない、日本ではISDNと混信する恐れがあるなどの欠点もある。

※3 C A T Vとは通信ケーブルを各家庭まで敷設することで、多チャンネル・双方向のテレビ放送を行うシステム。元々は山間部や離島など難視聴地域へ向けて行うために設置されたもの。空きチャンネルを使ってインターネット接続を行うのにも使われる。

また、ブロードバンド契約数を接続方式ごとに見てみると、FTTH接続・FWA接続^{※1}が順調な伸びを示しているのに対し、DSL接続は年々減少してきています。新しい技術であるBWA^{※2}接続は平成21年から利用が開始され、FWA接続より高速で広範囲での無線接続が可能であり今後の伸びが期待されています。

ブロードバンド契約数の推移



平成23年情報通信白書より

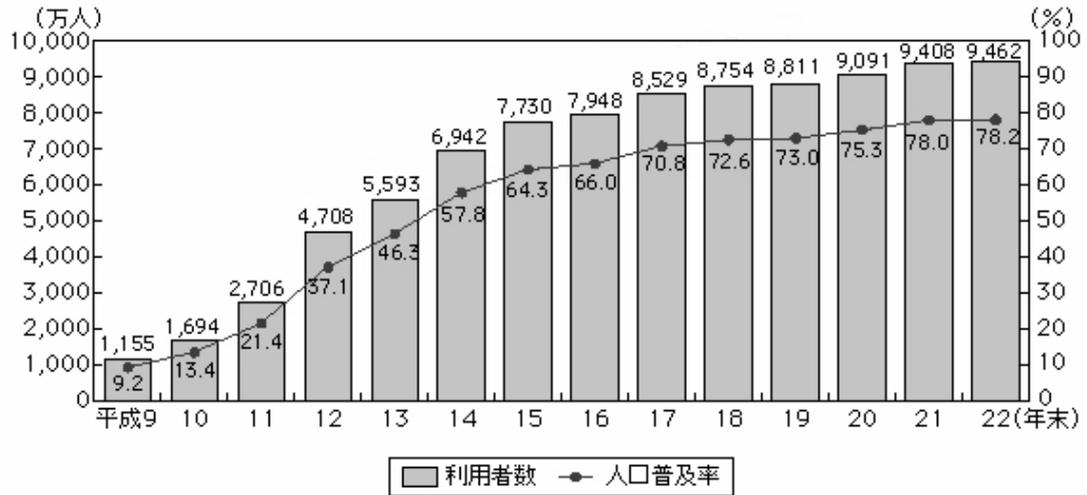
インターネットの利用者数及び人口普及率では、平成21年度末より54万人増加、人口普及率では78.2%となり平成15年度までは前年対比10%以上の伸びを示していましたが、その後は伸びが鈍化しています。

この利用者数推計は、6歳以上を調査対象とし、パソコン、携帯電話、PHS、携帯情報端末、ゲーム機等あらゆる機器を使って年間に一度でもインターネットを利用したことがあると回答した人数より推計した数字です。約80%に近い国民が何らかの形でインターネットを利用していることとなります。

※1 FWA接続とは無線による加入者系データ通信サービスの方式の一つ。数Mbpsから数十Mbpsの高速なデータ通信を行うことができる。

※2 BWA接続とは固定無線通信の標準規格で1台のアンテナで半径約50kmをカバーし、最大で70Mbpsの通信が可能。ただし、見通しのきく範囲でしか通信できない。建物内部の通信に使うことを想定した無線LANとは異なり、加入者系通信網の末端部分で利用することを想定しており、人口密度の低い地域でブロードバンド接続サービスを提供する手段として注目を集めている。2003年1月には、追加仕様の「WiMAX」が承認されている。

インターネットの利用者数及び人口普及率の推移

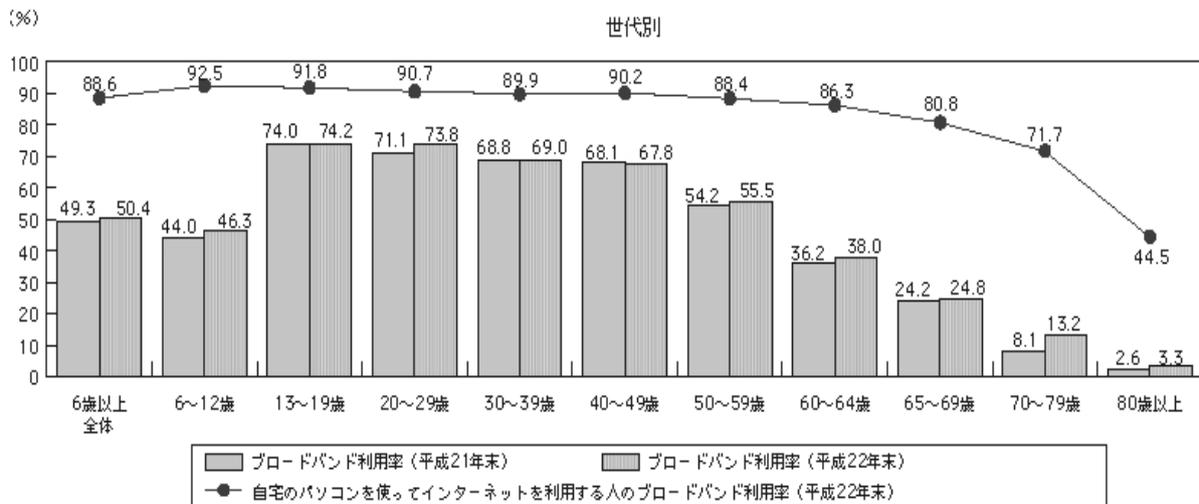


平成23年情報通信白書より

また、ブロードバンド回線を利用してインターネット接続している人は、国民の半数以上という結果が出ており、世代別にみても着実な伸びを示しています。

ブロードバンド接続の利用場所については88.6%が自宅からの利用となっております。このことは、ブロードバンド契約数の推移からもわかるように、今後普及が期待されているFWAやBWAの整備が進めば、「いつでも」、「どこでも」高速ブロードバンド接続環境が整うこととなります。

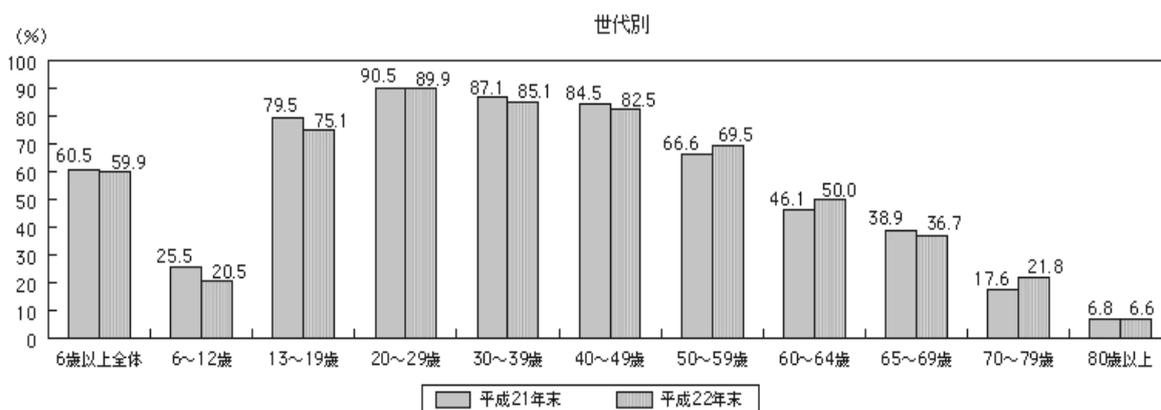
世代別ブロードバンド利用状況



平成23年情報通信白書より

携帯電話をはじめとした携帯情報端末を利用してインターネット利用をしている人については、全体利用者の半数以上の6割を超え、インターネットを利用できる環境・機器が整ってきていることをあらわす数字となっています。

世代別携帯端末によるインターネット利用状況

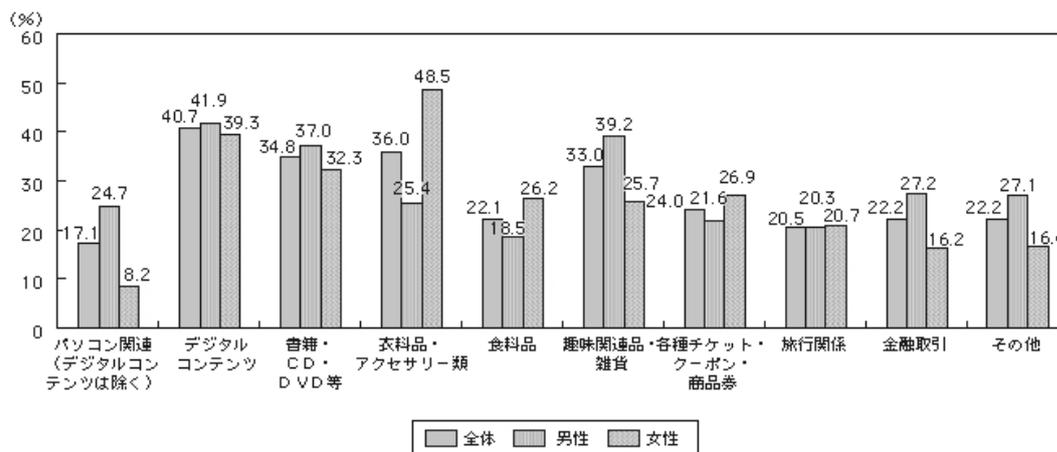


平成23年情報通信白書より

インターネットを利用している中で、一番利用が多いのは、電子メールの送受信、次いでホームページ・ウェブサイトの閲覧、商品等の購入や金融取引となっています。

商品等の購入や金融取引については、^{※1}デジタルコンテンツ、衣料品・アクセサリ類、書籍・CD・DVD等の購入が多く、取引した商品・サービスを男女別に比較してみると、男女では異なる傾向にあることがわかります。

インターネットより購入・取引した商品・サービス



※ 対象は15歳以上の商品・サービス購入経験者及び金融取引経験者

平成23年情報通信白書より

※1 デジタルコンテンツとは、デジタル形式の映画・TV番組・映像作品・ゲーム・データベース・HP・プログラムソフト・テキスト・コミック・音楽・アニメ・写真・アート・CG・キャラクターなどを指す。デジタルデータであってコピーしても劣化しないことがアナログのコンテンツに対して際立った特徴である。

2 福島県の動向

福島県は平成23年度から26年度までを計画年度とした「ふくしま情報化推進計画2015～^{※1}イノベーティブふくしまⅡ～」を策定し、福島県における高度情報化社会の構築の推進を進めています。

ふくしま情報化推進計画2015では、「ICTの活用による活力に満ちた地域社会の実現」を目標に定め、県のICTの利活用の指針と、県が取り組むICT関連施策の方向性を示し、「福島県総合計画」と「福島県復興計画」で描いた将来の姿の実現を支えるため、両計画に掲げる分野の施策に連動した取り組みとして、

- 人と地域が輝くふくしま
- 活力に満ちたふくしま
- 安全・安心に支えられたふくしま
- 思いやりにあふれたふくしま
- 福島県復興計画に描かれたふくしま

をめざし、あらゆる施策にICT活用を考慮して実現するとしています。

また、情報化にかかる課題、震災等の災害時における対応として、

- 情報通信格差の解消
- 地上デジタル放送への対応
- 電子県庁のさらなる推進
- 新たな技術・サービスへの対応
- 災害時の情報収集・発信と広域避難している県民の絆づくり

の5つの柱で推進するとしています。

※1 イノベーティブふくしまとは、これまでのモノ、仕組みなどに対してITという新しい技術を結びつけ、そこから新たな価値を生み出し、産業や地域を活性化する、常にチャレンジしつづける「ふくしま」を表現しています。

3 国、県における主な情報化施策

(1) 国の重点施策（ICTによる日本再生の推進）

- ① 東日本大震災からの復興に向けて
 - ア 通信・放送インフラ等の耐災害性の強化
 - イ ICTを活用した地域創造的復興支援、被災地域の情報化推進
 - ウ 被災地域の情報通信基盤の復旧・復興支援
 - エ ICTを活用した教育環境復興支援
- ② ICTを活用した成長戦略の実現
 - ア ICTを活用した新たな町づくり実現のための環境整備
 - イ 情報流通連携基盤の構築
 - ウ ^{※1}クラウドサービスの普及促進
 - エ 電波を利用した新産業の創出
 - オ 地デジ受信環境の整備
- ③ ICT分野における国際競争力の強化
 - ア ICT海外展開の推進
 - イ 戦略的国際標準化の推進
 - ウ デジタルコンテンツの流通促進
- ④ 教育・医療・環境分野等におけるICT活用の推進
 - ア 教育分野等における情報化の推進
 - イ ^{※2}日本型スマートグリッドの推進
- ⑤ ブロードバンドの普及促進・利用環境の整備
 - ア 超高速ブロードバンド基盤の整備の促進
 - イ ワイヤレスブロードバンド実現に向けた電波利用環境の整備
 - ウ 安心・安全なネット環境の整備
- ⑥ 次世代をリードする研究開発の充実・強化
 - ア 超高速・低消費電力光ネットワーク技術の研究開発の推進
 - イ ^{※3}新世代通信網テストヘッド（JGN-X）の着実な構築・運用
 - ウ 競争的資金制度の強化

※1 クラウドサービスとは、ネットワーク、特にインターネットをベースとしたコンピュータの利用形態である。ユーザーはコンピュータ処理をネットワーク経由でサービスとして利用する。

※2 日本型スマートグリッドとは 太陽光発電等の再生可能エネルギー導入や、家庭の電化、電気自動車(EV)の普及が進むことで、ICTにより電力の平準化、効率的な電力バランス、電力の安定供給をするためのエネルギーマネジメントすることを「スマートグリッド」と呼び、日本の場合海外と比べると電力網が安定しており、需要サイドでのエネルギーマネジメント、つまり、電力の「地産地消」をして電力の負荷平準化を図っていくことを「日本型スマートグリッド」と呼んでいる。

※3 新世代通信網(JGN-X)とは、仮想化技術や伝送、多重化、多重分離、交換、経路制御などのネットワーク機能を、すべて光技術だけで行う技術を導入し実現する、現行の電話交換網やインターネットに続く、新しい世代のネットワーク

(2) 福島県の重点施策(ふくしま情報化推進計画 2015～イノベティブふくしまⅡ～より)

- ① 人と地域が輝くふくしま
 - ア 情報セキュリティ、^{※1}情報リテラシー、情報モラル教育の充実
 - イ ^{※2}クラウドコンピューティングの導入

- ② 活力に満ちたふくしま
 - ア 農林水産物関係情報の発信強化
 - イ 交流事業への^{※3}ソーシャルメディア導入

- ③ 安全・安心に支えられたふくしま
 - ア 医療連携、電子カルテ
 - イ 災害情報の収集と発信

- ④ 思いやりにあふれたふくしま
 - ア 能力開発から業務委託までの在宅就業支援
 - イ ^{※4}アクティブシニアによるICT活用
 - ウ 県民の情報リテラシー向上支援
 - エ ネット上におけるルールやマナー等の普及促進

- ⑤ 福島県復興計画に描かれたふくしま
 - ア 放射線情報公開
 - イ 避難住民への情報提供、絆づくり
 - ウ 食の安全・安心推進
 - エ 情報通信ネットワークの強化

※1 情報リテラシーとは、情報 (information)と識字 (literacy) を合わせた言葉で、情報を自己の目的に適合するように使用できる能力のことである。「情報活用能力」や「情報活用力」、「情報を使いこなす力」とも表現する。

※2 クラウドコンピューティングとは、ネットワーク上に存在するサーバが提供するサービスを、それらのサーバ群を意識することなしにネットワーク(特にインターネット網)を通じてコンピュータを利用すること。

※3 ソーシャルメディアとは、ユーザーが情報を発信し、形成していくメディアのこと。個人が発信する情報が不特定多数のユーザーに対して公開され、閲覧したユーザーはレスポンスを返すことができる。ユーザー同士のつながりを促進する様々な仕掛けが用意されており、互いの関係を視覚的に把握できるのが特徴。

※4 アクティブシニアとは、団塊の世代を中心とする 50～64 歳くらいまでの、自分なりの新しい価値観を持つ元気なシニア世代を指し、「ニューシニア」とも。生涯現役志向が強く、仕事や趣味にも非常に意欲的でチャレンジ精神が旺盛であることからこう呼ばれるようになった。

Ⅲ 二本松市情報化基本計画（第1次）の主な実績と評価

第1次計画では、具体的な目標をアクションプランとして定め、それぞれの分野で計画を進めてきました。

それぞれの計画の実績は以下のとおりです。

(1) 市民サービスの向上を目指して

～市民に直接関係する地域情報にかかるシステム等の整備を推進する～

① 地上デジタル放送等への対応

市内全域で地上デジタル放送や携帯電話が利用可能になるよう進めてきました。

地上デジタル放送に関しては、地形的な関係から難視地域が一部残っており、暫定的ではありますが、難視対策衛星放送（BS）での受信を行っています。今後においても国と放送事業者による対策を継続的に求めていきます。

携帯電話についても事業者の努力により通話可能エリアが広がってはいますが、まだ通話しにくいエリアが存在しており、全域カバーをめざし働きかけを継続していきます。

② 広報・広聴の充実

新市にふさわしいホームページの実現を図ることを目標に、税の計算フォームの掲載やグーグル地図連携、携帯サイトの充実、動画配信など最新の情報提供に努めてきました。

東日本大震災後においては震災関連情報の提供を開始するとともに、情報発信の重要性を改めて認識することとなりました。

また、平成23年度から^{※1}CMSの導入を進めており、各担当者がウェブコンテンツを簡単に作成しサイトの運用管理が可能となるなど、市民が求める情報をタイムリーに提供する環境が整います。

③ 地域情報通信基盤の整備

市内全域での高速ブロードバンド環境整備のため、民間通信事業者による整備が進まない東和地域において、平成21年度から22年度に国の補助事業を活用し、公設民営方式^{※2}（IRU）による光ファイバ高速ブロードバンド通信環境を整備しました。

これによって、民間通信事業者による提供エリアの二本松・安達地域と、公設民営方式による岩代・東和地域の整備が完了したことにより、市内全域で光ファイバによる高速ブロードバンド通信環境が整いました。

※1 CMSとは、Webコンテンツを構成するテキストや画像、レイアウト情報などを一元的に保存・管理し、サイトを構築したり編集したりするソフトウェアのこと。広義には、デジタルコンテンツの管理を行うシステムの総称。

※2 IRUとは、関係当事者すべての合意がない限り、破棄したり終了させることができない回線使用権。「破棄し得ない使用権」とも言う。一般の賃貸借契約に基づく使用権に比べ、使用権者の権利を強く保護し、建設当事者の所有権に基づく使用権と実質的な差異はほとんどない。

また、市内公共施設を結ぶ行政ネットワーク基盤整備においては、機器の運用保守をはじめ、安定的なネットワーク環境を確保するため、定期的な機器の更新を行い、市民サービスの向上及び情報共有による事務処理の向上を図りました。

さらに、本庁・支所を結ぶ光ケーブルに障害が発生した場合に備え、バックアップのネットワークの整備を行っており、通信障害や、支所管内での地域停電の際この回線を使用して各種証明書発行等の業務を継続しました。

④ 申請・届出オンラインシステムの推進

県及び県内自治体共同による申請届出オンラインシステムに参加し運用を行ってきました。平成22年度からは、電子署名を必要としない簡易申請のみの運用に切替を行い、自由に申請事務を設定し利用しています。まだ利用率は高くはありませんが、今後においては携帯電話やスマートフォン・^{※1}タブレット端末の増加が期待でき、いつでも、どこでも、誰でもが利用できる申請届出オンラインシステムの運用を継続していきます。

⑤ 施設予約システムの構築

自宅等からインターネットを利用して市内公共施設の利用申請を行えるようにし、市民の利便性の向上を目指して整備を進めてきました。

平成20年10月から、^{※2}ASPによる施設予約システムの運用を開始し、平成21年4月より市民からのインターネット予約受付を開始して、現在79施設、240の会議室・体育館・グラウンド等の利用申請を受け付けています。

現在インターネットからの予約は、「仮予約」となり、予約後施設窓口で利用料金の支払が完了した時点で、「正式予約」となる運用を行っています。年間予約数は45,000件程度ありますがその約14%がインターネットからの予約となっています。

⑥ コンビニ収納

全国でいつでも納付が可能となるコンビニ収納を導入し、納付環境の拡充による市民満足度の向上や自主納付意識の高揚を拡大するとともに、収納率の向上さらには収納事務の合理化を図ることを目標に進めてきました。

計画においては平成21年度からの実施としておりましたが、基幹系システムの更新にあわせ1年遅らせ22年度から4税での実施となりました。

買い物感覚でいつでも納付でき、平成22年度実績では全体の16.5%にあたる34,591件がコンビニで納付され、収納事務の合理化も図られています。

※1 **タブレット端末**とは薄い板状のコンピュータで、ほとんどのものは画面を直接触って操作するタッチパネル方式を採用している。

※2 **ASP**とは業務用のアプリケーションソフトをインターネットによって顧客にレンタルする事業者のこと。利用者は、ASP 事業者へ使用料金を支払い、ブラウザソフトを経由して、資産管理、表計算、ワープロなどのソフトをインターネット上で利用できる。利用者からすると、ソフトを購入し、自前でシステムを構築するよりも「初期投資」「維持コスト」が安く抑えられることに加え、常に最新のソフトを使えるなどのメリットがある。

⑦ 図書情報システムネットワークの構築

図書館情報システムのネットワーク化を図り、蔵書等の情報を共有し市民の利便性向上を目指して進めてきました。

平成22年7月、市内図書館及び公民館併設図書室をネットワークで結び総数20万点に及ぶ図書資料を一元化し、図書貸出サービスの統一やインターネットによる蔵書検索など市民サービスの向上に努めました。

⑧ 学校広報の充実

各小中学校からの情報をホームページによってタイムリーに発信し、開かれた学校づくりを目標に順次ホームページを開設しながら進めてきました。

保護者からは「学校の様子が大変よくわかってよい」と好評な意見が出されている一方、定期的な更新が行われない学校もあり、学校毎の対応において課題を残しました。

今後においては、市のウェブサイト内で簡単にページを更新し公開ができるCMS機能が利用できるようになるため、それを利用し市内小中学校すべてにおいてタイムリーな情報発信を行っていきます。

(2) 効果的な行政事務を目指して

～行政内部にかかるシステム等の整備を推進する～

① 基幹系システム（住民記録、税、介護保険、水道等）の見直し

実務担当者による検討会を設置し、ホストシステムの現状把握、最新^{※1}パッケージシステムデモの見学、将来のシステム運用経費等について検討を重ね、ホストシステムから、パッケージシステムへの刷新を決定しました。

システム移行作業は、平成21年度から開始し平成22年3月の住民情報システムの切替をはじめとして、平成22年度中にホストシステムで稼動していた税情報、介護保険、水道システムなど各種システムの移行を完了しました。

システム切替後一部の業務では、データ移行に係る不具合や運用での不具合発生もありましたが、更なる事務効率向上のため適正な運用管理に努めています。

情報の検索・入力・修正・確認などの操作性の向上、処理スピードのアップ、^{※2}EUC機能によるデータ抽出・データ連携機能の充実、日次・週次・月次・年次処理の自動実行機能、そしてパッケージシステムの利点である定型化された事務処理手順等により事務効率の向上と、簡易な制度改正・法改正への対応が迅速かつ定期的に行われ、職員の事務量軽減、システム改修費用の削減につながっています。

※1 パッケージシステムとは、業務用システムなどで出来合いのソフトウェア製品を購入・利用するシステムを言い、システム開発会社などに依頼して自社業務に合わせて開発してもらう「オーダーメイドソフト」などと対比する文脈で使われる。

※2 EUCとはEnd User Computing（エンドユーザコンピューティング）の略、企業内で、コンピュータシステムを利用して現場で実際に業務を行う者（エンドユーザ）が、自らシステムの構築や運用・管理に積極的に携わること。外部の業者や情報システム部に任せきりでは業務に本当に役立つシステムを構築するのは難しいという反省がEUCという考え方を生んだ。背景には、コンピュータの操作性の大幅な向上、オフィスでのパソコン利用の一般化、市販のアプリケーションソフトの高機能化などがある。

② 内部系システム（財務会計、人事給与）の見直し

財務会計システムの更新では、旧システムからのバージョンアップを選択することにより、予算項目や説明データの移行、操作メニューから直感的に操作できるなど職員の負担軽減と導入経費のコストダウンを図ることができました。

また、新財務会計システムにおいては、新公会計制度への対応機能が備わっており、決算統計業務とあわせ、作業軽減が図られています。

人事給与システムにおいては、財務会計システム更新にあわせ、人事給与システムもバージョンアップを行い、機能の充実が行われました。

職員間の情報共有・情報伝達に大きな成果を果たしている^{※1}グループウェアは、情報の蓄積による始業時やアクセス集中時の不具合発生を上位バージョンへの更新により、安定した運用が行えるよう改善しました。

③ 財務会計における電子決裁

財務処理にかかる決裁を電子化し、決裁時間の短縮と距離的制約の解消、そして、伝票保管場所の削減を目指し検討を行ってきました。

財務会計システム更新時には電子決裁機能は見送られましたが、システム構築、機器設置等の経費及び先進事例の状況を調査し、継続的に検討を重ねていくこととします。

④ 契約事務

入札から検査までの総合的な管理・執行を行い、適正な事務処理ができるシステムを構築することを目指して推進してきました。

入札執行及び契約書作成等の入札事務を効率的に管理できるようにシステム改修を行い、適正な事務処理ができる環境を整備しました。また、建設工事の入札結果公表にあわせ物品調達、役務提供業務まで公表範囲を拡大しました。

現在は工事検査業務までのシステム化は行われていないため、各担当課で行う契約事務とあわせてシステム化を進めていきます。

⑤ 文書管理事務

複数存在するファイリングシステムの統一を実施し、ファイリングの指導徹底を図ることを目指して進めてきました。

文書事務の効率化・簡素化が図られ、情報公開の迅速化が可能になるなど効果が見られています。今後においても更なる実務指導を継続して行っていきます。

※1 グループウェアとは、庁内ネットワークを活用して情報共有やコミュニケーションの効率化を図り、グループによる協調作業を支援するソフトウェアの総称。グループ内のメンバー間および外部との電子メール機能、グループ全体に広報を行う電子掲示板機能、メンバー間でスケジュールを共有するスケジュール機能などがある。

⑥ 戸籍事務

住民基本台帳情報を活用して正確及び迅速な戸籍情報入力システムの構築を目指してきました。しかし、システムの違いや文字コードの違いなど多くの課題があり、現状としては、住民記録システム、戸籍システムそれぞれに手入力を行っています。

迅速かつ正確な証明書発行のため、継続して連携システムの検討を進めていきます。

⑦ 長期総合計画進行管理事務

総合計画や施策体系に基づく統合的な経営・執行・成果を管理できるシステムを構築し、意思決定材料の質的向上と情報の公開を行うことを目指して進めてきました。

財務会計システムの追加機能として導入し、長期総合計画や施設体系に基づく経営管理（計画管理（Plan）・執行管理（Do）・成果管理（See））の仕組みが構築され、人事要求や予算の概算要求などの経営資源の統合的な管理が可能となりました。

今後においては施設の内容や事業評価について他自治体と比較をするとともに、行政の透明性を確保するためインターネット等での情報の公開を進めていきます。

⑧ 道路台帳の整備

調書及び図面を電子化し台帳補正費の削減、窓口サービスの迅速化を図るとともに、市内の地図情報データの共有を進め市内事務の効率化を目指してきました。

調書及び図面については平成20年度から電子化が行われ、窓口サービスの迅速化が図られています。

⑨ インターネット公売

インターネット^{※1}公売オークションシステムを利用した差し押さえ財産の公売を行い、市税に充当するため有効に活用することを目標として進めてきました。

平成20年度に調査研究を行い平成21年度以降11件の公売を実施し税に充当しました。

※1 公売オークションシステムとは、自治体など公的機関がネットオークションを利用して差し押さえ品の売却などの公売を行うこと。2004年7月に、東京都主税局が実施したのが最初。自治体や国は税の滞納者から財産を没収し、オークションで売却して税の支払いにあてている。これを公売というが、不動産の公売が活発なのに対して動産(モノ)の公売は参加者(買い手)が少なく、なかなか買い手が見つからなかったり、オークションにならず低額で落札されてしまうといった問題があった。このため、日ごろから個人間で多くの取引が行われているネットオークションに出品し、多くの買い手を募って売却しようというアイデアが生まれた。

(3) 国等との連携を目指して

～国及び県等が進める情報化施策に関するシステム等の整備を推進する～

① レセプトデータのオンライン提供

大量の紙によるレセプト情報を電子化し、その情報を有効活用するシステムの構築を目指して進めてきました。

平成20年10月より電子化されたレセプト情報の提供が開始され、効率的な事務処理と紙レセプト保管スペース確保の必要がなくなりました。今後においては、電子化されたデータの有効利用としての統計処理や他業務への活用が望まれており、膨大なレセプト情報データをどう活用するかが課題となっています。

② 後期高齢者医療制度

既存システムの変更や福島県広域連合システムとの連携など、新たな後期高齢者医療制度運用のため準備を進めてきました。

平成20年4月、制度運用開始と同時にシステムによる処理が行われ、スムーズな新制度への移行が完了し運用を継続しています。

今後においては、制度改正・法改正への対応、サーバ機器等の更新が予定されています。

③ 障がい者自立支援給付支払事務

障害者自立支援法に基づく障がい福祉サービスの提供にあたり、国保連合会との連携を図り、サービス提供事業者からの請求先及び審査・支払事務を一本化することにより事務の効率化を図ることを目指して進めてきました。

平成20年4月システムの導入と国保連合会への審査・支払事務の業務委託により、審査事務の負担が軽減され事務の効率化が図られています。

IV 二本松市の情報化の現状と課題

1 現状

二本松市の情報化は、平成17年12月1日の1市3町の合併において、各業務システムの統合や本庁・支所等を結ぶネットワークシステムの整備を行い、平成20年6月、情報化推進の方向性を示す「二本松市情報化基本計画」を策定し情報化の推進を行ってきました。

第1次情報化基本計画においては、合併時に解決できなかった数々の情報化への対応を中心として、先に述べた「主な実績と評価」にあるように各アクションプランに定めた情報化施策についてそれぞれの目標に向かって推進を行ってきました。

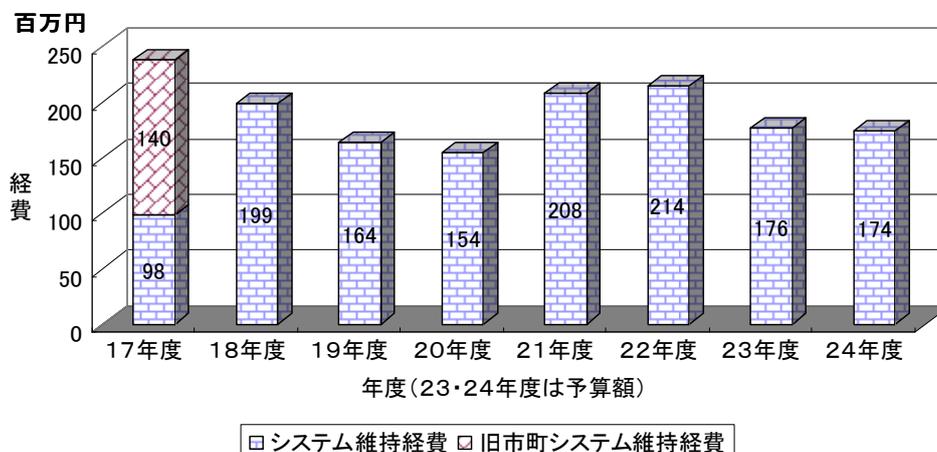
災害時への対応については、阪神大震災時に兵庫県西宮市が独自にシステム化した「被災者支援システム」の提供を受け稼働準備を整えました。このシステムは、市民の避難状況、避難所の管理運営、救援物資の配送手配、罹災証明書発行、災害見舞金の給付事務等処理できる機能を持っています。

電算経費の状況については、合併効果により電算経費の削減が進んできていますが、操作性の向上や制度改正・法改正への迅速な対応、経費節減を目指し基幹系業務システムの更新作業を平成21年度・22年度で行いました。

平成21年度は旧ホストシステムからのデータ抽出経費、平成22年度は切替初年度のため帳票作成経費を電算経費に含めたこと、そして25年度までとした機器賃貸借料へ新システムへのデータ移行費用・運用保守費用を含めているため、一時的に増額となっていますが、平成26年度以降においては、サーバ機器更新・継続運用保守費用のみとなり更なる経費節減を見込んでいます。

また、旧ホストシステム利用時には各課等で業務委託していた制度改正や法改正対応経費についても、定例的及び簡易なシステム改修については、保守費用に含む内容となっています。

年度別情報管理費決算額の推移



※岩代・東和の地域情報通信整備工事経費は除いてあります。

2 課 題

現状から見られるように、第1次計画期間においては、合併時に解消できなかった数々の懸案への対応を行ってきました。これらへの対応により、システム的にはより優れたものへとシフトできましたが、サーバをはじめとして職員用パソコン、専用プリンターなど、機器の更新は定期的に行わなければならない、継続的に機器更新への財政負担が必要となります。

東日本大震災において本市は、サーバ機器やサーバ室、ネットワーク設備等への被害はなく、20時間程度の停電で済みましたが、沿岸の自治体では地震による建物の倒壊や津波により電算システムごと住民情報や税情報などあらゆる情報が喪失してしまいました。いつ発生するかわからない災害に対し、あらゆる危機を想定し、データを守る対策、システム復旧対策、サーバ機器破損時の復旧手法など情報システム全体の事業継続計画^{※1}(BCP計画)の策定が急がれています。

災害に強い電算システム対策としては、バックアップデータの遠隔地への保存や、強固な建物と二重、三重に構成された電源、ネットワーク回線を確保するデータセンターを活用したシステムのハウジング^{※2}やホスティング^{※3}、さらには共同利用によりコスト縮減も考慮したクラウドによる複数自治体共同利用によるシステム運用など、災害対策を考慮したシステム運用を検討する時期にきています。

また、今回の東日本大震災は災害発生時の情報伝達手段についても課題を残しました。市内全域への防災無線の整備、複数の情報伝達手段確保などいずれも長時間の停電にも対応できるシステムの構築が必要であると同時に、市ウェブサイトによる災害情報提供や災害復興に向けた情報発信のあり方についても重要な検討項目となっています。

地域情報通信網の整備においては、全地域において光ケーブルにより超高速ブロードバンド通信が可能となった現在、それらの情報メディアを活かした利用が課題となっています。また、目覚ましい普及発展を遂げているスマートフォンやタブレット端末など、いつでも、どこでも、誰でもが利用できる環境、すなわち^{※4}ユビキタス社会が整いつつあり、市内公共施設での公衆無線接続サービス提供も検討しなければならない事項の一部となってきています。

-
- ※1 BCP 計画とは、事業継続計画のことをいい、企業が災害や不祥事などの緊急事態が発生した際、特定の重要な事業(業務)を中断しないこと、または万一活動が中断した場合でも早期に最低限の機能から順次再開し、事業の中断によるリスクを最小化することに取り組むうえでの基本となる計画のこと。
- ※2 ハウジングとは顧客の通信機器や情報発信用のコンピュータ(サーバ)などを、データセンターなどの回線設備の整った施設に設置するサービス。
- ※3 ホスティングとは、サーバの利用者自身でサーバの運営・管理をしなくてもいいように、有料または無料でサーバ機のHDDの記憶スペースや情報処理機能などを利用させるサービスを言う。1台のサーバを仕切って複数の利用者に貸し出す形を取る場合が多い。
- ※4 ユビキタス社会とは「いつでも、どこでも、何でも、誰でも」がコンピューターネットワークを初めとしたネットワークにつながることで、様々なサービスが提供され、人々の生活をより豊かにする社会である。

V 基本目標

二本松市の情報化の現状と課題を踏まえ今後の基本目標を次のとおりとします。

情報通信技術（ICT）を活用した市民のための電子自治体の実現

第2次計画においては、上記基本目標を達成していくために本市の情報化の現状と課題及び今後予想される厳しい財政状況等を踏まえ、以下の3つの分野を設定し推進することとしました。

市民サービスの向上をめざして

インターネットの利用やスマートフォンをはじめとする携帯端末などの普及が幅広く進んだ今日においては、これらを活用した多種多様なサービス提供が可能となってきています。市民がいつでも、どこでも、誰でもが利用できるよう、前計画に引き続き本計画での最重点目標としてその実現に向けた取り組みを強化します。

あわせて、情報端末だけに頼らない情報発信についても配慮しながら市民サービスの向上をめざします。

安全・安心な暮らしをめざして

大規模な災害では、何の情報も得られないまま支援を待つ市民が多数発生することが予想されます。テレビの情報は大都市中心で、きめ細かな情報の伝達がなかなかできない状況です。

また、震災では刻一刻と変化する状況に情報の伝達が追い付かず、家族間でもどこにいるのかわからない、連絡の取れない市民も多数見られました。

これらの体験も踏まえ、避難されている方への情報提供や支援情報などを公共施設等で表示するシステムや携帯電話等への情報発信など、地域の災害情報を必要としている市民や観光客など市内滞在者へ情報を的確に伝えるシステムの構築に取り組みます。

さらに、災害時に支援が必要な市民を事前に把握し、的確な避難支援ができるよう、災害時要援護者システムの運用を確立します。

効率的な行政運営をめざして

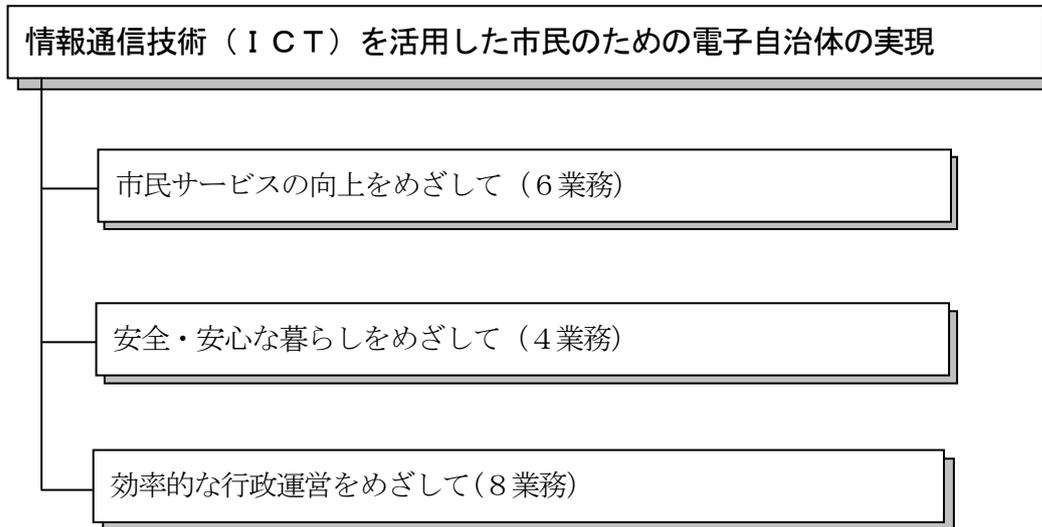
情報システムの効率的な活用及び個別システム相互の連携によりそれぞれの情報を共有し、効率的な行政運営に努めます。

また、災害から住民情報や税情報等を扱う電算システムを守る対策、そして、システムに障害が発生した際の対処マニュアルとなる、事業継続計画（BCP計画）の策定を進めます。

VI 目標達成の方策とスケジュール

1 方策の体系

I C Tを活用した市民のための「電子自治体」を実現するために、それぞれ3つの分野を3本の柱として、方策を次のように体系付けます。



2 目標達成へのスケジュール

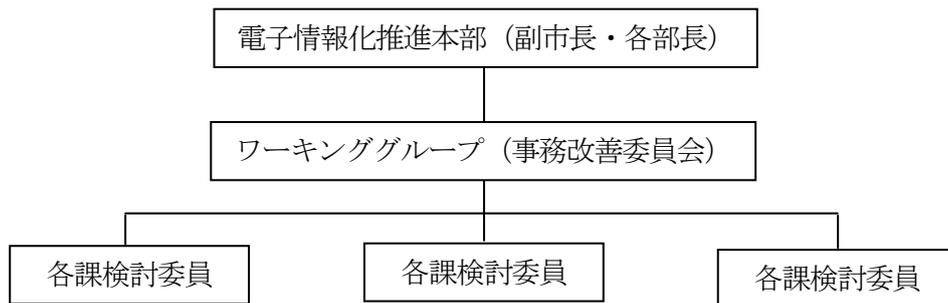
この計画による目標達成のためのスケジュールについては、第1次計画から継続して実施していく計画、そして、第2次計画から新たな計画をする施策など、施策によって柔軟に進めていくこととしますが、平成24・25年度を1stステージ、平成26・27年度を2ndステージとして、それぞれの施策により集中的に進めていく期間を設定することで、より着実な目標達成を目指すものです。

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
ステージ設定	1stステージ		2ndステージ	

Ⅶ 計画推進にあたって

1 庁内推進体制の整備

本市における情報化推進体制について、関係各課での専門的な協議検討のほか、庁内の横断的な組織で総合的に取り組む必要があることから、全庁一体となった推進体制の母体となる「二本松市電子情報化推進本部」により施策の企画、実施、運用管理、活用等の各段階での調整や職員の啓発にあたります。



2 財政状況に合わせた推進

本計画の推進に当たっては、個々の業務に対する事務処理の見直し、制度・例規の見直し、既存行政システムやネットワークの有効な活用とともに、効率的なシステム運用により日々業務改善を念頭においた推進が必要であり、職員の意識改革を促進していくとともに、ますます厳しさを増す財政状況に鑑み財政の健全化に努め、「市政改革プラン」に配慮しながら推進します。

3 セキュリティ対策

市では、個人情報保護及び情報セキュリティの確保のため、これまでもセキュリティポリシーをはじめとした規程類を整備し、主として職員の自覚に基づく運用面での適正な情報の取り扱いを定めてきました。

しかし、近年の情報漏えい事故は、内部の不正操作や不注意によるものと言われており、運用面中心での安全対策では十分とはいえない状況になってきています。

加えて政府機関や自治体、大企業を狙った外部からのサイバー攻撃なども増えてきており脅威となってきています。

これらへの対策として、市のセキュリティレベルをより一層高め、信頼できる情報セキュリティ体制の整備を継続して推進します。

4 情報システム事業継続計画（BCP計画）

東日本大震災を経験し、本市において情報システムには大きな被害はありませんでしたが、災害発生後の住民情報は安否確認や避難のため重要な情報であり、今後の災害対策においては、あらゆる事態を想定し、データセンターを活用したハウジングや共同利用のクラウドへの移行も含めて、情報システムの運用継続についての計画策定を進めます。

5 状況変化への対応

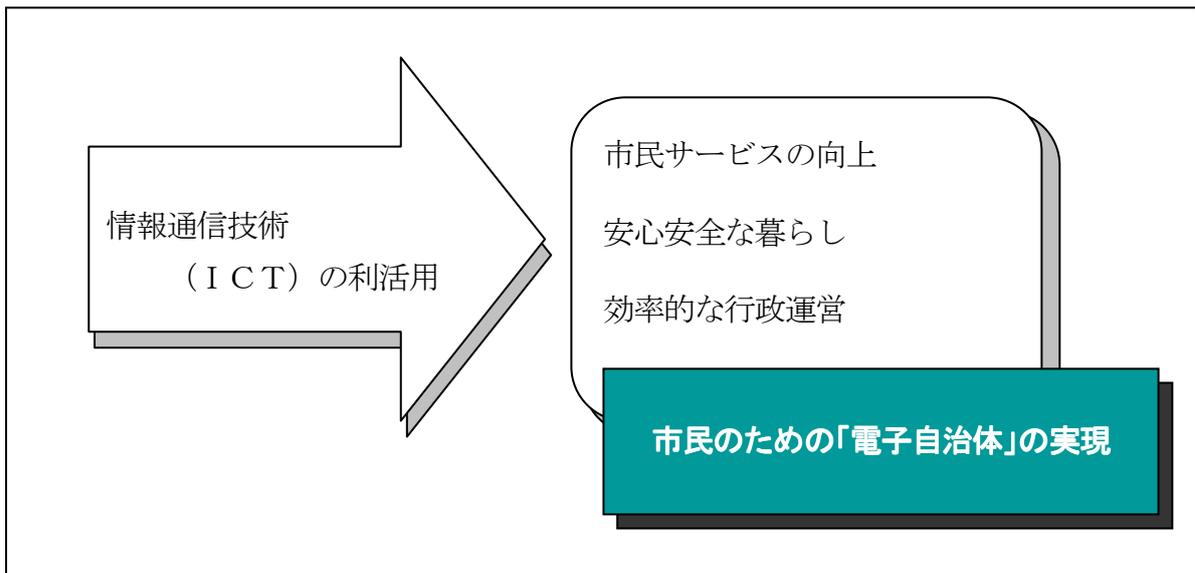
I C T技術の進歩は早く、国及び県の政策とも連動するよう、社会情勢及び市財政状況等の行政環境の変化にも考慮し、必要に応じ見直しを図りつつ推進します。

VIII 情報化基本計画アクションプラン

1 目標

国が進めるICT政策が、「いつでも・どこでも・誰でもITの恩恵を実感できる社会」、いわゆる「ユビキタス社会」そして「自立的なIT社会」、「ICTを活用した地域の絆の再生」の実現を目指しています。

当市においても、市内全域においてブロードバンド通信環境が整い、これらIT資産を有効活用し「市民のための電子自治体の実現」を目指します。



2 具体的方策

(1) 市民サービスの向上をめざして

① 地上デジタル放送等への対策

県内では平成24年3月にアナログ放送が終了となりましたが、市内においては地形の影響により地上デジタル放送の難視地域が存在しています。難視地区においては現在地デジ難視対策衛星放送による対策が行われていますが、この放送は在京キー局の放送内容であり、県内ニュースや地元番組を見ることができず、また暫定的な対策で期限があるため継続して難視地域の解消に取り組みます。

② 携帯電話不通エリアの解消

通信事業者へ無線中継施設の建設を継続的に要望し、市内全域で快適に通話できる環境整備を進めます。

③ 市ウェブサイトの充実

平成24年度より運用を開始するCMS機能を利用し、携帯電話やスマートフォンへの対応を含め、アクセシビリティ、ユーザビリティに配慮した市民が求めるウェブサイト情報をわかりやすくタイムリーに公開していくとともに、県内外へは、本市の観光や産業など震災から復興の姿を発信していきます。

④ 公衆無線LANアクセスポイントの整備

市民や観光客が多く集まる公共施設へ、無線LANアクセスポイントを設置し、高速インターネットアクセス回線の提供を進めます。

⑤ 申請届出オンラインシステムの運用

県及び県内自治体共同システムを継続するとともに、各種講座やイベントなどの参加者募集やアンケートへの利用など利用率の向上を図ります。

⑥ 施設予約システムの運用

インターネットを利用して自宅等から、市の公共施設予約を行える環境を継続し、携帯電話やスマートフォンへの対応を検討するとともに、施設利用の形態にあわせシステムを柔軟に運用し、市民にとって利便性の高いシステムとなるよう使用料の電子納付への展開も含め検討します。

(2) 安全安心な暮らしをめざして

① 緊急一斉通報システムの整備

災害時において、緊急災害情報を市内全域の携帯電話へ一斉配信できるエリアメールを導入し、市民のみならず市内企業で働く就労者や観光客へも災害情報などを配信できるシステムの構築及び体制整備を進めます。

② 同報系防災行政無線設備の整備

災害時において、緊急情報を市内全域に発信するため、既に整備されている設備との連動・更新を含め、災害に強い同報系防災行政無線の整備を検討します。

また、現在本庁・支所・住民センターに設置してある無線通信設備を拡充し、学校・幼稚園・体育館等の公共施設へ設置を進め、定期的な通信試験・通信訓練を実施します。

③ 災害時要援護者システムの活用

自力で避難することが困難な災害時要援護者と避難支援者を登録し、その情報を支援関係団体へ提供し、平常時は「見守り」、災害時には「避難支援」・「安否確認」に活用し、地域全体で高齢者・障がい者を見守る体制を確立します。

④ インフォメーションボードの設置

避難場所に指定されている市の公共施設を中心に、通常は観光情報やイベント情報などを表示し、災害時には避難所への情報提供として、給水所や物資配布情報などの情報提供に活用できるインフォメーションボードの設置を検討します。

(3) 効率的な行政運営をめざして

① 業務システムのハウジング・クラウド化

基幹系システム機器更新時期を目標に、民間データセンターへのハウジングまたはホスティングによりサーバ機器を移設し、バックアップデータの遠隔地保存も含め災害に強いシステム機器構築を進めます。

また、システム共同利用による経費節減（クラウド利用）、仮想化技術を利用した汎用性・可搬性のあるシステムの検討を進めます。

② 情報システム事業継続計画（BCP）の策定

情報システムで扱っている住民情報をはじめとする各種市民の情報は、災害発生後の安否確認や避難誘導など市民を守る重要な情報であり、あらゆる危機を想定し、限られた環境の中での運用対処マニュアルとなる、「情報システム事業継続計画（BCP）」の策定を進めます。

③ 庶務事務システムの導入

年休・休暇、時間外勤務、各種手当てに関する届出等を管理する庶務事務システムを導入し、人事給与システムとの連携を行い事務処理の効率化を進めます。同時に本システムとの連携により更なる効率化につながる、電子決裁システムの導入について検討を進めます。

④ 電子文書管理システムの導入

文書保管スペース削減と文書情報の共有化及び意思決定の迅速化を図るため、文書の電子化を進め、他のシステムとの連携、電子決裁機能、原本性保証技術等を考慮し、文書を総合的に一括管理する文書管理システムの導入を検討します。

⑤ 財務会計の電子決裁システム導入

財務会計事務において、距離的制約の解消、決裁等の時間短縮を目指すとともに、保管伝票の削減を目指した、伝票電子決裁システムの導入を検討します。

なお、電子決裁をするために必要な機器、システム変更等の経費について、経費対効果についても検討するとともに、先進自治体の状況等も含めて検討を進めます。

⑥ 企業会計システムの更新

平成26年度からの公営企業会計制度改正へのシステムの対応及び、安達簡易水道事業会計の水道事業会計への統合のため、企業会計システムを更新し事務処理の効率化を図ります。

⑦ 契約事務のシステム化

入札執行から契約、検査までの総合的な契約事務のシステム化をめざし、システム化が行われた入札執行業務・契約業務に引き続き、検査業務のシステム化を進めます。

⑧ 道路台帳の整備

電子化した調書及び図面を利用し継続して台帳補正費用の削減を図るとともに、窓口サービスの迅速化と、庁内の地図情報データのさらなる共有を進め、事務処理の効率化を図ります。

3 推進スケジュール

市民サービスの向上をめざして

No	事務事業名 (システム名)	目指すべき姿	1stステージ		2ndステージ
			H24	H25	
1	地上デジタル放送への対応	市内全域で地上デジタル放送が受信できるよう難視聴地区の解消に努める。			
2	携帯電話不通エリアの解消	市内全域で快適に通話できる無線中継設備整備を通信事業者へ要望していく。			
3	市ウェブサイトの充実	市民が求める情報をわかりやすくタイムリーに公開するとともに携帯端末等への対応を進める。			
4	公衆無線LANアクセスポイントの整備	公共施設を中心として誰でもが使える無線LAN接続環境を整備する。			
5	申請届出オンラインシステムの運用	インターネットを利用して自宅から申請・届出を行える手続きを拡大し、利用の推進を図る。			
6	施設予約システムの運用	インターネットを利用して公共施設等の予約・利用料の納付が行えるよう施設利用手続きの利便性の向上を図る。			

安全安心な暮らしをめざして

No	事務事業名 (システム名)	目指すべき姿	1stステージ		2ndステージ
			H24	H25	
1	緊急一斉通報システムの整備	市民のみならず市内に滞在するすべての人へ、携帯電話等へ一斉配信できるシステムを整備する。	▶		
2	同報系防災行政無線設備の整備	既存運用設備との連動を含め市内全域へ緊急情報や行政情報を放送できるシステム整備を図る。	▶		
3	災害時要援護者支援システムの活用	自力で非難することが困難な要援護者を事前に把握し、支援関係団体で情報を共有し見守り・避難支援体制を確立する。	▶		
4	インフォメーションボードの設置	公共施設へ、観光情報や災害時の情報提供のできるインフォメーションボードの設置を図る。			▶

効果的な行政運営をめざして

No	事務事業名 (システム名)	目指すべき姿	1stステージ		2ndステージ
			H24	H25	
1	業務システムのハウジング・クラウド化	業務サーバ機器等を民間データセンターへ移設し、災害に強いシステム運用に努める。			
2	情報システム事業継続計画（BCP）の策定	災害や情報システムに緊急事態が発生した際の対処マニュアルとなる、情報システム事業継続計画の策定を進める。			
3	庶務事務システムの導入	人事給与システムと連動する各種届出等を管理する庶務事務システムを導入し、事務処理の効率化を図る。			
4	電子文書管理システムの構築	文書の電子化を進め、保管スペースの削減、文書情報の共有化、意思決定の迅速化のためのシステムの導入を図る。			
5	財務会計の電子決裁システムの導入	決裁時間の短縮と保管伝票削減のため、伝票電子決裁システムの導入を図る。			
6	企業会計システムの更新	制度改正への対応、拡大する事業へ対応するためシステムを更新し、事務処理の効率化を図る。			
7	契約事務のシステム化	入札執行から契約・検査までの総合的なシステム化を行い、契約事務の効率化を図る。			
8	道路台帳の整備	電子化した調書・図面を利用し窓口サービスの迅速化と地図情報の共有を進め事務処理の効率化を図る。			